

令和4年（2022年）11月

保護者様

伊丹市教育委員会

インフルエンザによる出席停止解除証明書を不要とする取扱いについて

保護者の皆様におかれましては、平素より本市の教育活動にご理解ご協力をいただき、厚く感謝申し上げます。

さて、学校は児童生徒等が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は感染が拡大しやすく、教育活動にも大きく影響を及ぼすこととなることから、学校保健安全法及び施行規則において、学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準が定められております。第2種の感染症であるインフルエンザにつきましても、本市では、これまで、感染の蔓延を防止するため、罹患後の登校に際し、医療機関に「出席停止解除証明書」を発行いただいております。

しかし、これまでも保護者から出席停止解除証明書の必要性に関する意見をいただいていたことや、国立大学法人が設置する附属学校等では、インフルエンザが治癒したことを確認するための再受診や医師が作成する書類の提出を原則不要とする措置が講じられていることから、本市においても、伊丹市医師会と協議を重ね、令和3年4月1日より、インフルエンザによる出席停止解除証明書の提出を不要とし、学校に再登校する場合は初診時の医師の指示や発熱及び解熱状態等に基づき、保護者が記入する「インフルエンザによる出席停止期間報告書」（裏面参照）を学校に提出することとしております。「インフルエンザによる出席停止期間報告書」は、お子様が医療機関を受診し、インフルエンザと診断された際、在籍する学校へ連絡いただきましたら、学校からお渡しいたします。

インフルエンザの蔓延を防止するため、法令で定められている期間中に登校しないよう、ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、インフルエンザ以外の他の学校感染症（水痘（水ぼうそう）や流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）など）につきましては、これまで通り「出席停止解除証明書」の提出が必要ですのでご協力くださいますようお願いいたします。

○医療機関を受診し、インフルエンザと診断された場合は、学校へご連絡ください。

○インフルエンザと診断された場合、以下の2つの条件が全て満たさなければ登校できません。
(出席停止扱いとなります) ※学校保健安全法施行規則第19条

- ①発症した後、5日を経過している。
 - ②解熱した後、2日を経過している。
- } 両方の条件が必要です

○この報告書に必要事項を記入し、登校する日に学校へ提出してください。

※医療機関で記入してもらう必要はありません。

※2つの条件が満たされず登校した場合は、お迎えをお願いする場合があります。

【記入例】

発症した後、最低5日間は登校できません

発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 5日経過			
例	日にち	/	/	/	/	/	① 日にちを記入する		
例1	熱が下がった日に○ (1日目に解熱)	○ (解熱)	1日目 (解熱後)	2日目 (解熱後)			登校可能		
例2	熱が下がった日に○ (2日目に解熱)		○	1日目	2日目		登校可能		
例3	熱が下がった日に○ (3日目に解熱)			○	1日目	2日目	登校可能		
例4	熱が下がった日に○ (4日目に解熱)				○	1日目	2日目	登校可能	
例5	熱が下がった日に○ (5日目に解熱)					○	1日目	2日目	登校可能

解熱した後、2日を経過するまで登校できません

※その後は、解熱した日によって出席停止日が延期されていきます

医療機関でお聞きください

<受診した医療機関> _____ <受診日> _____ 年 月 日

発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
日にち	/	/	/	/	/	/		/
熱が下がった日に○								
出席停止期間	出席停止期間(最低)					解熱後2日を経過するまでは出席停止		

伊丹市立 _____ 学校 _____ 年 組 児童生徒氏名 (_____)

保護者名 (_____)